

重要文化財等（美術工芸品・民俗文化財）保存活用整備事業費国庫補助要項

〔平成15年4月1日〕
〔文化庁長官決定〕
〔平成17年4月1日〕
〔平成20年4月1日〕
〔平成21年3月12日〕
〔平成25年5月15日〕
〔平成28年12月1日〕
改 正

1. 趣旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第27条第1項及び第2項の規定により指定された国宝・重要文化財である美術工芸品（以下「美術工芸品」という。）及び第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財（以下「民俗文化財」という。）の保存ならびに積極的な活用を図り、もって国民の文化的向上に資するために必要な経費について、法第35条第1項及び第83条の規定に基づき、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、美術工芸品・民俗文化財の所有者（但し美術工芸品については所有者が地方公共団体である場合を除く）又は管理団体とする。

3. 補助対象とする事業は、次に掲げる事業とする。

- （1）耐火構造である保存施設又は保存活用施設の設置工事（増改築を含む。）
- （2）（1）に伴う展示設備、解説用設備の設置工事等
- （3）（1）に伴う温湿度調整設備工事、擁壁、排水施設工事等

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

- （1）主たる事業費
 - ア. 建設工事費
 - イ. 防災施設工事費
 - ウ. その他工事費
 - エ. 展示等活用経費
 - オ. 設計料及び監理料
 - カ. 遺跡調査経費（特に必要と認める場合に限る。）
- （2）その他の経費
 - ア. 事務経費

5. 補助金の額

- （1）補助事業者が地方公共団体又は営利法人以外の者である場合の補助率は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

ア. 事業費のうち、対象文化財の収蔵に最小限必要な平面積（基準面積）分の施設建設費については、補助事業者の事業規模指数に応じ、次の表に掲げる補助率の加算を行うことができる。

事業規模指数	加算率
0.1以上 0.2未満	5%
0.2以上 0.3未満	10%
0.3以上 0.6未満	15%
0.6以上 1.5未満	20%
1.5以上 3.5未満	25%
3.5以上10.0未満	30%
10.0以上	35%

$$\text{事業規模指数} = \frac{(\text{補助対象となる総事業費} / \text{当該補助事業の施工年度数})}{\text{当該補助事業者の財政規模}}$$

※当該補助事業者の財政規模

法人の場合

当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額

個人の場合

前年分の収入額

イ. 同一会計年度内において、同一の補助事業者が2以上の補助事業を実施する場合には、それぞれの補助事業規模の財政規模に対する割合と2以上の補助事業規模の合算額の財政規模に対する割合と比べ補助率に5%以上の差が生じた場合には、その1つの補助に対し、5%を限度として補助率の加算を行うことができる。

(2) 補助事業者が地方公共団体である場合の補助率は、次に定める場合を除き補助対象経費の50%とする。

ア. 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあつては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

イ. 当該地方公共団体が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に規定する財政再生団体又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合の補助率は65%とする。

(3) 補助事業者が、営利法人である場合の補助率は補助対象経費の50%とする。

(4) 補助事業が国有文化財に係るものであつて、当該補助事業者が管理団体である場合の補助率は、上記により算定した率が65%に満たない場合にあっては65%とする。

(5) 当分の間、沖縄県内において行われる補助事業に対する補助率は上記により算定した率が80%に満たない場合にあっては80%とする。

(別 紙)

名称	対象経費の区分		項	目	目の細分	説 明
重要文化財等 (美術工芸品・民俗文化財) 保存活用整備事業	主たる事業費	(ア) 建設工事費	本工事費	共 済 費 賃 金 需 用 費 役 務 費 委 託 料	労 災 保 険 大 工 賃 金 左 官 賃 金 石 工 賃 金 人 夫 賃 金 〇 〇 賃 金 消 耗 品 費 燃 料 費 修 繕 料 費 〇 〇 費 燃 料 費 手 数 料 〇 〇 費 保 管 料 通信運搬費 〇〇試験委託 〇〇調査委託 〇〇測量委託 借料及び損料 〇 〇 損 料 請 負 費 工事材料費 加工材料費 木 材 費 石 材 費 〇〇資材費 雑 資 材 費	材料保管料、対象文化財 保管料 運搬料、対象文化財運搬 料 地質調査、遺跡調査
		(イ) 防災設備工事費	(ア)に準ずる	(ア)に準ずる	(ア)に準ずる	(ア)に準ずる
		(ウ) その他工事費				
		(エ) 展示等活用経費		工事請負費 需 用 費 委 託 料	展 示 設 備 視聴覚設備 印刷製本費 〇 〇 委 託	解説冊子印刷 解説ビデオ製作 解説板製作
		(オ) 設計料及監理料	委 託 料	委 託 料	設 計 料 監 理 料	
		(カ) 遺跡調査経費 (特に必要と認める場 合に限る。)	委 託 料	委 託 料	〇 〇 委 託	
		事 務 経 費	事 務 費	旅 費 需 用 費 役 務 費	普 通 旅 費 特 別 旅 費 消 耗 品 費 通 信 運 搬 費	文具等 郵便、電信電話等
	その他の経費					